

平成28年第1回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 平成28年5月24日
- ・開会 平成28年5月24日
- ・閉会 平成28年5月24日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	上	地	史	隆	7番	齋	藤	宏	司	
2番	田	中	裕	之	8番	松	岡	克	美	
3番	原	本	哲	己	9番	欠員				
4番	沢	出	好	雄	10番	後	藤	幸	太	郎
5番	品	田	好	博	11番	深	川			昇
6番	松	田	信	行	12番	近	藤	哲		雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長

副 町 長 産 業 課 長

総 合 支 所 長 産 業 課 参 事

会 計 管 理 者 建 設 課 長

総 務 課 長 建 設 課 参 事

住 民 課 長 地 域 振 興 課 長

福 祉 課 長 総 務 課 主 査

教 育 長 生 涯 学 習 課 参 事

生 涯 学 習 課 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成28年第1回大空町議会臨時会議事日程

第1号 平成28年5月24日(火) 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第49号 物品の購入について
- 日程第12 議案第50号 物品の購入について
- 日程第13 議案第51号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 発議第7号 常任委員会委員の選任について
- 日程第15 発議第8号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第16 報告第4号 専決処分の報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長 山下 英二

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	総合支所長	菊地 教男
会計管理者	丹治 健	総務課長	藤田 勉
住民課長	山本 勝栄	福祉課長	南部 猛
産業課長	佐々木 徳幸	産業課参事	中村 直樹
建設課長	佐藤 幸史	建設課参事	高島 清和
地域振興課長	伊藤 裕幸	総務課主査	土田 康裕

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊 國夫	生涯学習課長	田中 信裕
生涯学習課参事	田端 久剛		

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻 明弘	主査	石川 大樹
------	-------	----	-------

以上のとおり報告する。

平成28年 5 月 24 日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《平成28年3月8日～5月24日》

[平成28年]

- 3月 8日 第16回議会広報常任委員会
- 9日 第20回総務厚生常任委員会、第17回産業建設文教常任委員会
第13回議会運営委員会
- 10日 第21回総務厚生常任委員会
- 10日～14日 予算審査特別委員会
- 15日 女満別中学校第45回卒業証書授与式
東藻琴中学校第69回卒業証書授与式
- 16日 東藻琴幼稚園卒園式
- 18日 女満別幼稚園卒園式、東藻琴小学校第69回卒業証書授与式
女満別建設業協会第54回通常総会
- 19日 女満別小学校第52回卒業証書授与式
- 22日 ことぶき大学卒業式・修了式
- 23日 流氷観測飛行記念碑除幕式
- 25日 大空町教育懇話会
- 31日 第18回産業建設文教常任委員会、第8回議員協議会
- 4月 4日 第1回議会広報常任委員会
- 6日 女満別小学校入学式、東藻琴小学校入学式
東藻琴中学校入学式
- 7日 女満別中学校入学式
- 8日 女満別町農業協同組合通常総会
女満別幼稚園入園式、東藻琴幼稚園入園式
女満別高等学校入学式
- 11日 東藻琴高等学校入学式

女満別農民協議会定期総会

- 1 2 日 大空町教育懇話会
- 1 3 日 第 2 回議会広報常任委員会
- 1 8 日 ことぶき大学入学式・進級式
- 2 0 日 第 3 回議会広報常任委員会
- 2 3 日～2 4 日 札幌大空町東藻琴ふるさとのつどい（札幌市）
- 2 6 日 第 1 回総務厚生・第 1 回産業建設文教合同常任委員会
第 1 回総務厚生常任委員会、第 1 回産業建設文教常任委員会
第 1 回議員協議会
- 5 月 1 日 湖水開き安全祈願祭
- 3 日 芝桜まつりオープニングセレモニー
- 1 1 日 平成 2 8 年度大空町商工会通常総会
- 1 6 日 第 2 回総務厚生常任委員会、第 2 回産業建設文教常任委員会
第 2 回議員協議会
- 1 7 日 オホーツク町村議会議長会定期総会（大空町）
- 1 9 日 第 1 回議会運営委員会
- 2 3 日 めまんべつ観光協会第 1 2 期通常総会
- 2 4 日 平成 2 8 年第 1 回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成28年第1回大空町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において1番 上地史隆議員及び2番 田中裕之議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

- ◇議会運営委員会委員長 おはようございます。
議会運営委員会の審査報告をいたします。
今臨時会を開くにあたり、5月19日に議会運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。
今臨時会には、町長から提出されております案件が10件と議会側からの案件が3件であります。したがって、本臨時会の会期につきましては、本日1日限りが妥当であると判断いたしました。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は、終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。

- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、11名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。なお職務の都合により、一部異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。以上でございます。

◇議 長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号

◇議 長 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の1ページをお開きください。

「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成28年5月24日提出 大空町長 山下英二」

議案書の3ページでございます。

「専決処分書 大空町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成28年3月31日 大空町長 山下英二」

議案書の5ページから12ページにつきましては、改正条文を掲載しておりますが、改正内容につきましては、臨時会参考資料の1ページで説明いたしますので、1ページをお開き願いたいと思います。

条例改正の概要でございます。

改正の趣旨につきましては、平成28年度税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確かなものとする観点から、地方創生の推進に向けて、5項目の改正をしたところであります。

一つ目につきましては、税源の偏在性を是正するための法人住民税の法人税割の税率の引下げであります。

二つ目は、認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税の法人税割及び法人事業税の税額控除制度の創設であります。

三つ目は、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入であります。

四つ目は遊休農地等に係る固定資産税の価格の特例及び課税標準の特例の創設であります。

五つ目が税負担軽減措置等の整理合理化等でございます。

税制上の措置を講じる改正を盛り込んだ地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日公布され、一部を除き平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、次のとおり、大空町税条例の一部を改正いたしました。

項目でございますが、左側の1番目にあります納税環境の整備等であります。

(1) 納期限後に納付し、又は納付する税金又は納入金に係る延滞金であります。

改正条文は第19条であります。

(2) につきましては、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収であります。

(3) は、法人の町民税の申告納付であります。

(4) は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續であります。

関係条文につきましては、第19条、第43条、第48条、第50条になっています。改正の内容につきましては、真中にあります地方税法の改正に合わせて改正をしています。

最高裁判決を踏まえて、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて、個人町民税、法人町民税に係る延滞金の計算期間等について所要の措置を講じています。延滞金は通常、法定申告期限の翌日から実際の納付日までの日数に応じて計算しますが、今回の見直しでは、一定の場合に延滞税を課さないこととされております。施行期日については、平成29年1月1日からでございます。

1ページの下につきましては、例を載せてございます。続きまして、2ページの中段までは例を掲載していますので参照願いたいと思います。

二つ目の項目であります。2ページ目の下段でございます。

二つ目、個人町民税であります。

(1)としまして、特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例であります。これは条の追加であります。附則第6条です。

これにつきましても、地方税法の改正に併せて改正されているものでございます。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行う所得割の納税義務者が、次のページに移ります。平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人町民税に限り、前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超える場合において、その超える部分の金額、8万8,000円を限度としておりますが、総所得金額から控除する医薬医療控除の特例を設けております。

この特例の適用を受ける場合につきましては、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。これにつきましても平成30年4月1日から施行になっております。

続きまして左側の方にいきます。3固定資産税です。

(1)固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。

(2)固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告。

これにつきましては、改正条文は第56条、第59条であります。これにつきましては、地方税法の改正に併せて改正しております。地方税法で独立行政法人労働者健康安全機構の非課税措置を受ける対象者の改正等による関係規定の整備を行っております。これにつきましては、平成28年4月1日施行になっております。

(3)番目です。法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合であります。これにつきましては、附則の第10条の2であります。これにつきましても、地方税法の改正に併せて改正をしています。引用規定の条ズレの整理と、わがまち特例の導入した上で税負担軽減措置の適用期限延長を規定しております。これにつきましては、平成28年4月1日施行になっております。

①といたしましては、津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置であります。これにつきましては、課税標準額に2分の1を乗じて得た額であります。取得期間につきましては、平成32年3月31日まで延長されています。

②といたしまして、太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する固定価格買取制度の認定設備の対象外である自家消費型の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置であります。これにつきましては、課税標準額に3分の2を乗じて得た額であります。取得期限につきましては、平成30年3月31日まで延長されています。

③番目、風力発電に係る固定資産税の課税標準の特例措置であります。こちらにつきましては、課税標準額に3分の2を乗じて得た額になっております。取得期限は、平成30年3月31日まで延長されています。

4 ページでございます。

④水力発電に係る固定資産税の課税標準の特例措置であります。これにつきましては、課税標準額に2分の1を乗じて得た額、取得期限については、平成30年3月31日まで延長されています。

⑤番目、地熱発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置であります。こちらにつきましては、課税標準額に2分の1を乗じて得た額になっております。

取得期限は、平成30年3月31日まで延長なっております。

⑥番目、バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置であります。これにつきましては、課税標準額に2分の1を乗じて得た額になっております。取得期限については、平成30年3月31日まで延長になっております。

⑦認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置であります。これにつきましては、課税標準額に5分の4を乗じて得た額となっております。取得期限は平成30年3月31日まで延長となっております。

続きまして(4)です。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告であります。関係条文につきましては、附則第10条の3です。

これにつきましても、地方税法の改正に併せて改正するものであります。平成20年1月1日以前から所在する住宅で、平成30年3月31日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事を行った住宅に対し、改修工事完了の翌年度分の固定資産税が減額される特例措置について、減額適用要件となる工事費用の額を次のように改正しております。工事費用の額が50万円を超えるものであったものが、改正後につきましては、工事費用の額から補助金等を控除した額が50万円を超えるものになっております。この改正につきましては、平成28年4月1日から改正になっております。

続いて、4軽自動車税です。

(1)といたしまして、軽自動車税の特例であります。関係条文につきましては、附則の第16条です。こちらにつきましても、地方税法の改正に併せて改正をしております。

軽自動車税のグリーン化特例を1年間延長することによる規定の整備をしております。平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録をした一定の性能を有する3輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じて、平成29年度分の軽自動車税に限り、それぞれ軽減措置を行ったものでございます。これにつきましては、平成28年4月1日より施行しております。

続きまして、5町たばこ税です。

町たばこ税に関する経過措置であります。関係条文につきましては、平成27年度改正附則第5条であります。規定の整備であります。平成27年度改正の一部を改正する条例の経過措置に係る所要の文言整理をしたものでございます。これにつきましては、平成28年4月1日施行になっております。

続きまして、5ページから20ページまでは新旧対照表になってございますので、こちらは参照願いたいと思います。

以上、専決処分につきまして説明申し上げましたので、よろしく御審議願いますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第3号

◇議 長 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書13ページです。

「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。平成28年5月24日提出 大空町長 山下英二」

15ページをお開き願います。

「専決処分書 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成28年3月31日 大空町長 山下英二」

議案書17ページが改正条文でございます。

議会臨時会参考資料17ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を18ページから20ページに新旧対照表を掲載しております。

概要により改正内容の説明をさせていただきますので、参考資料17ページをお開き願います。

今回の専決処分におきましては、先ほど説明がございました大空町税条例の一部を改正する専決処分と同様に、平成28年度の税制改正において、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が施行されたことに伴い、大空町国民健康保険税条例の改正が必要となり、地方自治法の規定により3月31日付けで専決処分をさせていただきます、これを報告し承認を求めらるるものでございます。

項目の国民健康保険税の減額について、関係条文は、条例23条第2号及び第3号でございます。

関係条文の条例第23条第2号につきましては、5割軽減の判定所得額について基礎控除に加算する被保険者数等に乗じる額を26万円から5,000円引き上げ、26万5,000円として算出することとされたものでございます。

同条第3号の2割軽減の判定所得額につきましては、基礎控除額に加算する被保険者数等に乗じる額を47万円から1万円引き上げ、48万円として算出することとされたもので、改正したものでございます。

いずれも、改正の施行期日は、平成28年4月1日としています。

適用区分でございますが、この改正の適用区分は、附則第2項で平成28年度以後の

国民健康保険税から適用し、平成27年度以前の国民健康保険税は、従前の例によることとしました。

以上、提案理由を申し上げます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第4号

◇議 長 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
山本住民課長。

◇住民課長 議案書の19ページでございます。
「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成28年5月24日提出 大空町長 山下英二」
議案書の21ページでございます。
「専決処分書 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成28年3月31日 大空町 山下英二」
議案書23ページにつきましては、改正条文を掲載しております。改正内容につきましては、参考資料の21ページで御説明申し上げますので、21ページをお開き願いたいと思います。

改正の趣旨であります。地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第3条の規定による改正後の大空町固定資産評価審査委員会条例の規定に係る経過措置について改正する必要があることから、同条の一部を改正するものであります。

項目につきましては、改正後の大空町固定資産評価審査委員会条例の規定の適用区分であります。関係条例につきましては、附則の第2項です。規定の整備を行ったものでございます。改正後の大空町固定資産評価審査委員会条例の規定の適用区分に係る所要

の文言整理を行ったものでございます。こちらにつきましては、平成28年4月1日より施行しております。

改正条例の新旧対照につきましては、22ページに掲載していますので、御参照願いたいと思います。

以上、改正内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議願いますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第5号

◇議 長 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成28年5月24日提出 大空町長 山下英二」

27ページをお開き願います。

「専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成28年3月31日 大空町長 山下英二」

29ページをお開き願います。

今回の補正予算の専決処分につきましては、平成28年3月末に地方譲与税、地方交付税、地方債等の額が決定したことにより専決処分させていただいたものです。

「平成27年度大空町一般会計補正予算(第12号)

平成27年度大空町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,677万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億2,510万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成28年3月31日 大空町長 山下英二」

31ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 地方譲与税に1,063万5,000円を追加、3款 利子割交付金から28万7,000円を減額、4款 配当割交付金に63万7,000円を追加、5款 株式等譲渡所得割交付金に13万5,000円を追加、6款 地方消費税交付金に3,716万9,000円を追加、8款 自動車取得税交付金に1,033万5,000円を追加、10款 地方交付税に1億1,225万4,000円を追加、11款 交通安全対策特別交付金から29万3,000円を減額、14款 国庫支出金から276万円を減額、17款 寄附金に4万3,000円を追加、18款 繰入金から378万3,000円を減額、20款 諸収入から7,391万円を減額、21款 町債から340万円を減額。

32ページをお開き願います。下段になります。歳入合計は8,677万5,000円を追加し、85億2,510万2,000円とするものです。

33ページになります。歳出です。

2款 総務費、6款 農林水産業費、8款 土木費は、財源の振替がある項目で、補正額はありません。

10款 教育費に8,677万5,000円を追加、14款 災害復旧費は、財源の振替がある項目で補正額はありません。歳出合計は8,677万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

35ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1変更です。

分譲地造成事業債は、造成工事における消防設備工が起債対象外となったため、限度額を6,530万円から100万円減額し、6,430万円に変更するものです。

27年発生災害公共土木施設復旧事業債は、起債対象事業費の確定等に伴い、限度額を4,580万円から240万円減額し、4,340万円に変更するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、44ページ、45ページをお開き願います。

3月定例会後に、地方譲与税、地方交付税、地方債等の額が確定したことにより、歳出予算も専決処分をさせていただいております。

2款1項6目 財産管理費で補正額はありますが、特定財源の地方債で100万円減額し、一般財源で100万円を増額しております。分譲地造成事業で造成工事における消防設備工が地方債の対象から対象外となったためであります。

6款1項3目 農業振興費で補正額はありますが、特定財源の国庫支出金で76万円を減額し、一般財源で76万円を増額しております。国の補正予算により28年度の繰越して実施します首都圏からの若者をインターンシップとして受け入れ、就労体験機会の創出と人材確保の手段として仕組みづくりを行う地域連携インターンシップ活用労働力確保事業において財源としておりました国庫支出金の地方創生加速化交付金の一部が対象外となったため、財源の内訳を変更するものであります。

同じく4目 畜産業費で補正額はありますが、特定財源のその他で152万3,000円を減額し、一般財源で152万3,000円を増額しております。東藻琴乳酪館の製造室暖房設備取替工事に公共施設等整備基金を財源として計上しておりましたが、今回の財源調整により、基金の繰入れを取りやめるためであります。

8款2項3目 除雪対策費で補正額はありますが、特定財源の国庫支出金で200万円を減額し、一般財源で200万円を増額しています。財源として国庫支出金の除雪対策事業交付金を計上しておりましたが、除雪作業時間の減少に伴い、交付金が減額となるためであります。

10款1項2目 学校教育施設建設基金積立金の25節 積立金に8,674万8,000円を追加しています。今回の財源調整により、今後の学校教育施設の建設に要する経費の財源に活用するため、積み立てさせていただくものであります。

同じく2項1目 学校管理費で補正額はありませんが、特定財源のその他で、226万円を減額し、一般財源で226万円を増額しております。東藻琴小学校大規模改修事業に学校教育施設建設基金を財源として計上していましたが、今回の財源調整により基金の繰り入れを取りやめるためであります。

4項2目 高校教育振興基金積立金の25節 積立金に2万7,000円を追加しています。東藻琴高校の農業実習生産物の売払代があったことから、積み立てるものであります。

14款1項1目 道路橋梁災害復旧費から46ページの4項1目 その他公共施設・公用施設災害復旧費まで、補正額はありませんが、特定財源と一般財源で増減しております。

44ページへお戻りください。

1項1目の道路橋梁災害復旧費で特定財源の地方債から、250万円の減額、2目の河川災害復旧費で特定財源の地方債に10万円を追加しています。起債対象事業費の確定等に伴い増減するもので、一般財源が同額増減しております。

特定財源のその他で、14款で総額7,393万7,000円を減額しております。災害復旧に要する財源として備荒資金組合災害支消金を計上していましたが、今回の財源調整により災害支消金を取りやめるため、一般財源が同額増額となっております。

続きまして、歳入の説明をしますので、40ページ、41ページをお開き願います。

2款1項1目1節 地方揮発油譲与税は136万6,000円の増額、2項1目1節 自動車重量譲与税は209万7,000円の増額、3項1目1節 航空機燃料譲与税は717万2,000円の増額となっています。航空機発着便数の増加等により、航空機燃料譲与税の増加に伴い、譲与税が増額となっております。

3款1項1目1節 利子割交付金は28万7,000円の減額、4款1項1目1節 配当割交付金は63万7,000円の増額、5款1項1目1節 株式譲渡所得割交付金は13万5,000円の増額、6款1項1目1節 地方消費税交付金は3,716万9,000円の増額となっています。

平成26年4月から消費税等が5%から8%に増額となりました。交付金の算定につきましては、2月から1月までの期間が算定の期間となっていることから、26年度の算定では10カ月分でしたが、27年度からは、12カ月分となったことなどにより増額となっております。

8款1項1目1節 自動車取得税交付金は1,033万5,000円の増額となっております。自動車販売台数の増加等による影響で増額となっております。

10款1項1目1節 地方交付税は、1億1,225万4,000円の増額となっております。普通交付税は、全国で一部交付の調整がされておりましたが、満額交付になったことから、556万8,000円増額し、総額38億1,695万1,000円となりました。

また、特別交付税は見込みより1億668万6,000円増額し、総額3億7,650万5,000円となり、地方交付税全体では41億9,345万6,000円となっております。

11款1項1目1節 交通安全対策特別交付金は29万3,000円の減額、14款4項1目1節 除雪対策事業交付金から200万円を減額しています。

歳出で説明しましたが、除雪作業時間の減少に伴い、交付金が減額となるものであります。

42ページ、43ページをお開き願います。

6項1目1節 地方創生加速化交付金から76万円を減額しています。歳出で説明しましたが、地域連携インターンシップ活用労働力確保事業において、一部が交付金の対象外となったため減額となるものであります。

17款1項1目1節 一般寄附金に4万3,000円を追加しています。ふるさと応援寄附金によるものであります。平成27年度では、全体で1,817件、5,464万3,105円の寄附がございました。

18款1項4目1節 公共施設等整備基金繰入金から152万3,000円、同じく7目 学校教育施設建設基金繰入金から226万円を減額しています。いずれも今回の財源調整により繰り入れしないこととしたため減額するものであります。

20款4項10目1節 高校農業実習生産物売払代に2万7,000円を追加しています。東藻琴高校の農業実習により生産物の売り払いがあったものであります。

同じく備荒資金組合災害支消金から7,393万7,000円を減額しています。今回の財源調整により支消しないこととしたため減額するものであります。

21款の町債につきましては、第2表で説明したとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議、御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第6号

◇議 長 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書51ページでございます。

「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成28年5月24日提出 大空町長 山下英二」

53ページでございます。

「専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成28年3月31日 大空町長 山下英二」

55ページでございます。

「平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」

平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,033万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成28年3月31日 大空町長 山下英二」

57ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 国庫支出金に811万1,000円を追加、3款 療養給付費交付金から30万8,000円を減額、5款 道支出金から657万5,000円を減額、8款 繰入金に271万5,000円を追加しまして、歳入合計は394万3,000円を増額し、13億8,033万5,000円とするものです。

18ページをお開き願います。歳出でございます。

1款 総務費は財源の振替のある項目で、補正額はございません。2款 保険給付費に394万3,000円を追加し、8款 保健事業費は、財源の振替のある項目でございますので、補正額はございません。

歳出合計につきましては、394万3,000円増額し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げますので歳出より御説明いたします。64ページ、65ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、平成27年度4月に支払う医療費が想定よりも上回り、1,123万円の不足が生じました。このことから、歳出では、一般被保険者療養給付費を増額、また退職者被保険者療養給付費等は、財源確保のため、執行残等を整理し減額、歳入におきましては、一般被保険者療養給付費の追加に伴う国道負担金の増額及び歳出での執行残等の整理に伴う各種交付金の減額と、今回の補正財源としての基金の繰り入れを行い、補正を行ったものでございます。

医療費が高額なった要因としましては、診療件数の増加や1件当たりの医療費が高いこと、主に100万円以上の医療件数が通常の月の件数と比べて、高いことが要因となっているところでございます。

それでは、歳出の方から説明をさせていただきます。

1款1項1目 一般管理費及び2項1目 賦課徴収費につきましては、補正額はございません。北海道特別調整交付金額の確定により財源内訳を変更したものでございます。

2款1項1目19節 一般被保険者療養給付費に1,123万7,000円の追加です。先ほど御説明しました支払医療費に不足が生じたことから追加したものでございます。

2目19節 退職被保険者療養給付費から197万3,000円の減額、3目19節 一般被保険者療養費から40万2,000円の減額、これにつきましては、財源確保のため執行残を整理したものでございます。

4目 退職被保険者療養費は、療養給付費交付金額の確定により財源内訳の変更をしたものでございます。

2項1目19節 一般被保険者高額療養費から94万4,000円の減額、2目19

節 退職被保険者高額療養費から149万1,000円の減額、3目19節 一般被保険者高額介護合算療養費から67万4,000円の減額、4目19節 退職被保険者高額介護合算療養費から15万円の減額、3項1目19節 一般被保険者移送費から24万円の減額、2目19節 退職被保険者移送費から16万円の減額、4項1目19節 出産育児一時金から126万円の減額につきましては、財源確保のため執行残を整理したものでございます。

66ページ、67ページをお開き願います。

8款1項1目 疾病予防費は、特別調整交付金額の確定により財源内訳の変更をしたものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、62、63ページをお開き願います。

2款1項1目1節 療養給付費負担金現年度分に833万円の追加です。歳出の一般被保険者療養費を追加したことに伴う増額でございます。

2項1目1節 特別調整交付金から21万9,000円の減額です。交付金額の確定に伴うものでございます。

3款1項1目1節 療養給付費交付金現年度分から30万8,000円の減額です。歳出の退職被保険者療養給付費、移送費等の減額に伴うものでございます。

5款2項1目1節 普通調整交付金に67万2,000円の追加は、歳出の一般被保険者療養給付費の追加によるもの、特別調整交付金から724万7,000円の減額は、交付金額の確定に伴うものでございます。

8款2項1目1節 国民健康保険基金繰入金に271万5,000円の追加です。今回の補正財源として繰り入れしたものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明を申し上げました。御承認いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 承認第7号

◇議 長 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書69ページをお開きください。

「承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成28年5月24日提出 大空町長 山下英二」

議案書71ページです。

「専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成28年3月31日 大空町長 山下英二」

今回の補正予算の専決処分につきましては、東藻琴地区簡易水道整備事業水道管路整備工事の額が確定し、地方債借入額が確定したことにより専決処分をさせていただいたものであります。

議案書73ページ。

「平成27年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,419万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成28年3月31日 大空町長 山下英二」

議案書75ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 材料及び手数料に2万4,000円を追加、6款 町債から240万円を減額し、歳入合計は、237万6,000円を減額し、3億2,419万2,000円とするものです。

議案書76ページ、歳出です。

1款 総務費から237万6,000円を減額し、歳出合計では237万6,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

議案書77ページ、第2表 地方債補正、1変更です。

起債の目的、東藻琴地区簡易水道事業債について、限度額を5,760万円から240万円を減額し、5,520万円とするものです。水道管の整備工事が完了し額が確定し、借り入れする東藻琴地区簡易水道事業債が減額となったことから変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。先に歳出から説明させていただきます。

議案書84、85ページ、1款2項2目 建設改良費、東藻琴地区簡易水道整備事業15節 工事請負費から237万6,000円の減額です。網走川湯線ほかで実施していた水道管の整備工事が完了し、事業費が確定したものです。

続きまして歳入です。議案書82、83ページになります。

1款1項1目1節 給水使用料に2万4,000円を追加しております。調整のために変更するものです。

6款1項1目1節 簡易水道事業債から240万円を減額しています。第2表で説明したとおり、工事費の確定により起債借入額が確定したものです。

以上、専決処分の内容を説明させていただきました。御承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第10 承認第8号

◇議 長 日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。
佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書89ページです。

「承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成28年5月24日提出 大空町長 山下英二」

議案書91ページです。

「専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成28年3月31日 大空町長 山下英二」

今回の補正予算の専決処分につきましては、下水道事業改築更新工事の額が確定し、地方債借入額が確定したことにより専決処分させていただいたものです。

議案書93ページ。

「平成27年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,600万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

平成28年3月31日 大空町長 山下英二

議案書95ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

8款 町債から70万円を減額し、歳入合計では70万円を減額し、3億4,600万8,000円とするものです。

議案書96ページ、歳出です。1款 総務費から70万円を減額し、歳出合計では70万円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

議案書97ページ、第2表 地方債補正、1変更です。

起債の目的、下水道事業債について限度額1,140万円から70万円を減額し、1,070万円とするものです。改良事業が完了し、借り入れする下水道事業債が減額となったことから変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。先に歳出から説明させていただきます。議案書104、105ページになります。

1款1項3目 建設改良費、15節 工事請負費から70万円の減額となっております。改築更新工事の事業費確定によるものです。

続きまして、歳入です。102、103ページにお戻りください。

8款1項1目 下水道事業債から70万円を減額しています。

第2表で説明したとおり、工事費の確定により起債借入額が確定したものです。

以上、専決処分の内容を説明させていただきました。御承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第11 議案第49号

◇議 長 日程第11 議案第49号 物品の購入についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書109ページでございます。

「議案第49号 物品の購入について

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成28年5月24日提出 大空町長 山下英二

記1 購入する物品の種類及び数量小型除雪車1台、1.3メートル/700トン、装置幅1.5メートル、草刈装置付

2購入の方法 指名競争入札

3購入の金額 2,258万2,800円

4購入の相手方 購入の相手方、北見市東相内934番地3北海道川崎建機株式会社
北見支店 支店長 名畑宏昭

現有車両は平成10年度に購入し、18年を経過しております。購入する除雪車両につきましては、歩道除雪や車道の拡幅、交差点処理などの除雪作業を行っております。夏の維持につきましては、道路の草刈りを行うため、草刈り装置もあわせて購入するものであります。更新の理由といたしましては、購入後18年が経過しているため、老朽化による破損が懸念され、修繕に時間を要すること、代替車両の手配が難しいことから現有車両を更新し、除雪体制の強化を図るものであります。

購入に係る入札につきましては、平成28年5月10日、指名競争入札により実施をし、同日仮契約を行ったところであります。納入期限につきましては、平成28年12月9日としております。指名競争入札に係ります指名業者につきましては、檜崎産業株式会社北海道支社、北海道川崎建機株式会社北見支店の2社で入札を執行いたしました。

入札の結果、北海道川崎建機株式会社北見支店が落札したところであります。契約の金額、2,258万2,800円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、167万2,800円となっております。なお、購入に係ります契約につきましては、議会議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。以上、御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第50号

◇議 長 日程第12 議案第50号 物品の購入についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書111ページをお開きください。

「議案第50号 物品の購入について

次のとおり物品を購入したいので地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成28年5月24日提出 大空町長 山下英二

記1 購入する物品の種類を及び数量 柔道用畳、女満別武道館柔道場176枚、東藻琴B&G海洋センター武道場128枚

2 購入の方法 指名競争入札

3 購入の金額 1,262万5,200円

4 購入の相手方 大空町女満別西1条3丁目2番2号 有限会社マル栄さかえや 代表取締役 杉山栄子

柔道用畳の購入に係る入札につきましては、平成28年4月26日に指名競争入札により実施し、4月27日に仮契約を締結しております。また、納入期限につきましては、平成28年7月29日までとしております。購入物品であります柔道用畳につきましては、経年劣化により固くなり、クッション性がなく、競技を行うにあたり危険性が高かったものでありましたが、それを解消し、安全に競技ができるようにするためのものがあります。また、本年度、合宿誘致を予定しております大学の柔道部、高校の柔道部の受け入れの環境も併せて整備するものでございます。

枚数につきましては、武道館柔道場に176枚、東藻琴B&G海洋センター武道場に128枚の合計304枚を購入するものでございます。

物品購入にあたりましての指名競争入札の指名業者につきましては、有限会社イトウ、株式会社岩原、岩原販売所、有限会社ササキ、合名会社松山東栄堂、文具の中山、有限会社マル栄さかえやの7社により入札を執行いたしました。入札の結果、有限会社マル栄さかえやが落札したところでございます。

契約の金額につきましては、1,262万5,200円、うち消費税及び地方消費税の合計額は93万5,200円となっております。なお、物品売買契約につきましては、議決となった後、本契約を締結することとしております。以上で御説明終わらせていただきますので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第51号

◇議 長 日程第13 議案第51号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の113ページになります。

「議案第51号 平成28年度大空町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度大空町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,874万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億4,773万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成28年5月24日提出 大空町長山下英二」

115ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

14款 国庫支出金に2,474万2,000円を追加、18款 繰入金1,620万2,000円を追加、21款 町債に8,780万円を追加、歳入合計は1億2,874万4,000円を追加し、85億4,773万4,000円とするものです。

116ページをお開き願います。歳出です。

2款 総務費に610万円を追加、6款 農林水産業費に765万円を追加、8款 土木費に5,153万8,000円を追加、10款 教育費に6,345万6,000円を追加、歳出合計は1億2,874万4,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

117ページになります。第2表 地方債補正、1変更です。

町営住宅整備事業債は、限度額2,590万円に2,440万円を追加し、5,030万円に変更しています。補助事業が採択となり、中央さくら団地の1棟2戸の建設、2棟8戸の解体に要する工事を追加するため増額となるものです。

東藻琴小学校整備事業債は、限度額2,180万円に6,340万円を追加し、8,520万円に変更しています。補助事業の対象とならない教室の間仕切り、教室の天井、床、壁など、校舎内部の改修工事を追加するため増額となるものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、124ページ、125ページをお開き願います。

2款1項1目 熊本地震支援対策事業に総額610万円追加しています。4月14日の前震、16日の本震をはじめ、熊本地方で発生した地震により、多くの被害が出ております。大空町としても、被災地の支援を行うため追加するものであります。19節の熊本地震支援金に10万円を追加しています。B&G全国サミットにおいて、自然災害等により、B&G海洋センター所在市町村が被災した場合、相互の応援することを共同宣言しており、今回の被災により支援の協力があつたことから、支援金を追加するものであります。26節の寄附金では、友好町であります熊本県氷川町でも被災をしていることから、早期の復興のため氷川町へ支援金として500万円、熊本地震に対する義援金として100万円を追加するものであります。

6款2項1目 地域材利用促進事業補助金の19節 補助金に765万円を追加しています。地域材利用促進事業補助金は、平成28年度から新規事業として、住宅の新築や増改築等の際、地域材を利用した場合に補助するもので、当初予算では3件分を見込んでおりました。事業採択の応募は14件あり、うち3件採択、残り11件が採択とならなかった状況であります。今後、地域材の利用を促進する観点等から採択とならなかった11件分765万円を追加するものであります。

8款5項2目 中央さくら団地建設事業の15節 町営住宅建設工事に5,153万8,000円を追加しています。補助事業が採択となり、1棟2戸の建設、2棟8戸の

解体に要する工事を追加するものであります。なお、工事の位置図等につきまして参考資料を添付しておりませんでしたので、別途作成しまして、配布させていただきたいと思っております。

10款2項1目 東藻琴小学校大規模改修事業の13節 東藻琴小学校大規模改修工事管理委託料に345万6,000円、15節 東藻琴小学校大規模改修工事に6,000万円を追加しています。平成27年度国の補正予算により繰り越して実施する改修工事に併せ補助事業の対象とならない教室の間仕切りや教室の天井、床、壁などの校舎内部の改修工事を実施するため追加するものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、122、123ページをお開き願います。

14款4項1目1節 地域住宅交付金に2,474万2,000円を追加しております。歳出で説明しました町営住宅建設工事に係る国の交付金であります。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金に849万6,000円を追加しています。今回の財源調整のため追加するものであります。

同じく5目1節 地域振興基金繰入金に765万円を追加しています。地域材利用促進事業の補助金の財源として繰り入れるものであります。

同じく6目1節 学校教育施設建設基金繰入金に5万6,000円を追加しています。東藻琴小学校大規模改修事業の財源として繰り入れるものであります。

21款の町債につきましては、第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」)の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」)の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」)の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第7号

◇議 長 日程第14 発議第7号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において総務厚生常任委員会委員に上地史隆議員、田中裕之議員、沢出好雄議員、松田信行議員、後藤幸太郎議員、近藤哲雄議員。

産業建設文教常任委員会委員に原本哲己議員、品田好博議員、齋藤宏司議員、松岡克美議員、深川昇議員。

議会広報常任委員会委員に上地史隆議員、田中裕之議員、品田好博議員、松田信行議員、齋藤宏司議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

◇副 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員に選任された議長から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではないし、また行政実例でも、議長については辞任を認めているところでありますので、総務厚生常任委員会委員を辞任したいとするものであります。

お諮りをいたします。

本件は、申し出のとおり辞任することを許可することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇副 議 長 異議なしと認めます。

したがって、近藤議長の常任委員の辞任を許可することと決定をいたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩中に各常任委員会では、委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

開会は、ブザーをもってお知らせをいたします。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時49分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総務厚生常任委員会委員長に松田信行議員、副委員長に沢出好雄議員。

産業建設文教常任委員会委員長に齋藤宏司議員、副委員長に原本哲己議員。

議会広報常任委員会委員長に品田好博議員、副委員長に田中裕之議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第15号 発議第8号

◇議 長 日程第15号 発議第8号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、沢出好雄議員、品田好博議員、松田信行議員、齋藤宏司議員、松岡克美議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決

定しました。

しばらく休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。
再開は、ブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午前11時57分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

議会運営委員会委員長に松岡克美議員、副委員長に松田信行議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第16 報告第4号

◇議 長 日程第16 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 大空町議会議案書12ページでございます。

「専決処分第2号 専決処分書 町有施設において発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。平成28年3月28日 大空町長 山下英二」

「記1 和解内容 別紙」となっていますが後ほど説明させていただきます。

「2 損害賠償の額 25万8,294円

3 和解の相手方 住所 大空町女満別夕陽台2丁目1番23号 氏名 関山泰臣
次のページでございます。

和解内容 1 事故の原因

(1) 事故発生日時 平成28年3月7日午後5時55分頃

(2) 事故車両 北見330や314 (普通乗用自動車) となっております。

(3) 事故発生場所 大空町女満別西2条3丁目14

(4) 事故の相手方 車両の所有者及び運転者 大空町女満別夕陽台2丁目1番23号 関山泰臣

(5) 事故の概要 事故の相手方が町道西仲通り線を走行中、車道部の舗装ひび割れから剥離した舗装片によって車両に損害を与えた。

2 和解の条件

(1) 事故の第1当事者 (甲) 大空町長 山下英二

(2) 事故の第1当事者 (乙) 大空町女満別夕陽台2丁目1番23号 関山泰臣

(3) 過失割合 甲：100% 乙：0%

(4) 損害賠償の額 25万8,294円

(5) 支払期限 甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として金25万8,294円を平成28年4月7日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て 承諾書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する。」

なお、本件の事故の原因である舗装の破損でございますが、冬期間の凍上と融解の繰

返しにより剥離が発生したものと考えられます。春先の舗装道路補修につきましては、舗装剥離による穴埋め作業を主に実施しておりますが、本件事故を踏まえ危険箇所の把握等に努め、対処してまいりたいと考えております。

以上、専決処分の内容といたします。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成28年第1回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後00時04分)